

平成27年第3回定例会（12月議会）
産業観光分科会・委員会 提出資料
（追加提案）

平成27年12月8日
産 業 労 働 部

【補正予算関連】

公 営 企 業 課 平成27年度秋田県公営企業会計の
補正予算について…… 1

【議案関連】

公 営 企 業 課 企業職員の給与の種類および基準を定める
条例の一部を改正する条例案について…… 2

平成27年度 秋田県公営企業会計の補正予算について

公 営 企 業 課

人件費について、一般職の職員の給与改定に準じ、電気事業会計で4,194千円、工業用水道事業会計で513千円を増額補正する。

1 電気事業会計

○収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	補正予定額	備 考
1 事業費			4,194	
	1 営業費用		4,194	
		1 水力発電費	3,327	人件費の補正 給 料 34 手 当 2,622 法定福利費 671
		2 送電費	139	人件費の補正 給 料 11 手 当 118 法定福利費 10
		3 一般管理費	661	人件費の補正 給 料 29 手 当 547 法定福利費 85
		4 萩形発電所費	67	人件費の補正 給 料 6 手 当 46 法定福利費 15

(単位：千円)

収支差（補正後）	677,566	
----------	---------	--

2 工業用水道事業会計

○収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	補正予定額	備 考
1 事業費			513	
	1 営業費用		513	
		1 維持管理費	482	人件費の補正 給 料 3 手 当 305 法定福利費 174
		2 一般管理費	31	人件費の補正 給 料 14 手 当 43 法定福利費 △ 26

(単位：千円)

収支差（補正後）	132,664	
----------	---------	--

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例案について

公 営 企 業 課

1 改正理由

企業職員について、管理職員特別勤務手当の支給要件である勤務の範囲を広げる必要がある。

2 改正内容

管理監督職員が災害への対処等の必要により平日深夜（午前0時から午前5時まで）に勤務した場合、管理職員特別勤務手当を支給する。（第9条の2関係）

3 施行期日

平成28年1月1日から施行する。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(管理職員特別勤務手当) 第九条の二 略</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、第二条の二に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当) 第九条の二 略</p>